

# 特定非営利活動法人日本エステティック機構 エステティシャン試験制度に対する認証基準

## 1. 総論

認証を希望するエステティシャン試験制度(以下制度)は次の条件を満たして実施されなければならない。

- 1.1 制度の目的と役割が文書で明らかにされていること。
- 1.2 制度目的に適合した管理運営の体制を有し、公正、公平の精神に則り、適切な運営が行われていること。

## 2. 制度の実施機関の組織と運営に関する基準

- 2.1 制度の実施機関(以下実施機関)は、一般財団、一般社団、公益財団、公益社団またはこれらに準ずる法人、団体で、定款、寄附行為、規約等を完備していること。
- 2.2 実施機関の運営は、関連する分野を代表する者による意思決定組織により行われること。
- 2.3 実施する制度の管理運営に関わる責任者が明記されていること。
- 2.4 管理運営責任者は、制度に関して十分な理解、学識、能力を有していること。
- 2.5 実施機関は、エステティシャン試験(以下試験)を実施する際、制度の管理運営及び結果に関する責任の一切を負うものとする。

## 3. 実施機関の制度実施計画と内容に関する基準

次の各項に関して、制度の目的を達成するための水準を満たしていることを、実施要領ならびに文書資料により明示できること。

- 3.1 試験受験対象者の範囲の明示
- 3.2 試験受験資格取得のために必要な教育の範囲、履修方法、教材・媒体、単位基準、履修の記録法、その他の必要事項等の明示
- 3.3 試験における、受験資格、試験の概要、判定基準、判定手順の明示
- 3.4 試験合格の条件の明示
- 3.5 合否判定の手順、必要な経費の明示
- 3.6 合格証の発行者の明示
- 3.7 合格の取り消しに関する事項の明示
- 3.8 試験及び合格証取得者に関する記録の保管

## 4. 予算及び財源に関する基準

- 4.1 制度を維持し計画通りの運営を行うため、予算、財源及びそれらの執行に関して健全性及び透明性が確保されていること

以上